平成２３年（フ）第１４４７号
神戸市灘区岩屋中町４丁目４番10号　ピュアハウスナダ105、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番５―610号深坂方
債務者　山田　香織（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６８号
神戸市兵庫区本町１丁目４番19号　宮前グリーンマンション501
債務者　永吉　正和
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
神戸市須磨区中落合１丁目１番405―403号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬344番地
債務者　青木　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２号
山口県下関市椋野上町２番３号
債務者　山中小百合
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
山口県下関市本町２丁目４番10号
債務者　野村　涼子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1564番地２大崎センターハイツ103号
債務者　前迫　輝雄
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県鹿屋市東原町3431番地27
債務者　中島健志郎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
沖縄県那覇市字真嘉比349番地２
債務者　久貝　未央
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３６６号
神奈川県横須賀市船越町２丁目36番地
債務者　峰岸　利明
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅11―２
債務者　佐藤亜希子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
岐阜県大垣市藤江町１丁目１番地10　ローレルコートアトレ大垣105
債務者　恩田　都子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
山口県周南市東一の井手4559―３、住民票上の住所山口県周南市大字徳山5619番地の９ドエル岐山102号
債務者　大畑　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第６９１号
熊本県菊池市泗水町永2621番地40
債務者　松本　　至
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７４９号
熊本県宇城市三角町戸馳2551番地１
債務者　桜井　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６７号
熊本市御幸笛田３丁目12番65号
債務者　新谷　孝世
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８３号
山口市徳地山畑259番地
債務者　牛見真由美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
山形県鶴岡市稲生２丁目33番64号
債務者　五十嵐義美
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部